

## 島本町中小企業等緊急支援金交付要綱

(令和2年5月15日)

最近改正 令和2年10月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業継続に影響が及んでいる町内の中小企業等を支援するため、島本町中小企業等緊急支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業等とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

- (1) 令和2年4月14日から大阪府が行った、施設の休止若しくは営業時間の短縮に係る要請又は協力の依頼の対象事業者でないこと。ただし、要請又は協力にすべて応じたものの、売上高前年度比50%の減少に満たず、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）の対象とならない事業者は除く。
- (2) 令和2年2月17日から令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証等の融資の借入れを申し込んでいること。
- (3) 町内に本店を有する法人又は主たる事業所を有する個人で、営業の実体があること。
- (4) 法人においては、所轄税務署長に法人設立届出書を提出し、確定申告をしていること。個人においては、所轄税務署長に開業届を提出し、確定申告をしていること。ただし、第5条第1項に規定する島本町中小企業等緊急支援金交付申請書の提出をする日までに初回の確定申告期限が到来していない中小企業等においては、この限りではない。
- (5) 町税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(支援金の交付基準等)

第4条 事業者に対する支援金の額は、20万円とする。

2 本事業による支援金の交付は、支援対象者1者につき1回とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、島本町中小企業等緊急支援金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 支援金の申請期間は、令和2年5月15日から令和3年3月31日までの間とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請が適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、島本町中小企業等緊急支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第1項に規定する申請が不適當であると認めるときは、支援金を交付しないことを決定し、島本町中小企業等緊急支援金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請等により支援金の交付を受けた者があるときは、前条第1項の規定による支援金の交付決定を取消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。